

福津市共働推進会議

答申書 別添資料

令和6年3月

福津市共働推進会議

目次

I. はじめに	1
II. 諮問 1：郷づくり推進事業における市と各地域協議会及び自治会等との共働のあり方について（郷づくり基本構想の見直し）	2
1. 地域コミュニティによる地域自治推進の重要性	2
(1) 地域コミュニティを取巻く状況	2
(2) 地域コミュニティによる地域自治の推進	2
2. 福津市の地域コミュニティ施策	3
(1) 「郷づくり」による地域自治活動	3
(2) 「郷づくり」の位置づけ・根拠	3
3. 福津市共働推進会議の審議経過	5
審議内容	5
4. 郷づくり基本構想の見直し	7
4-1 見直しの方向性	7
4-2 柱の設定	8
4-3 柱ごとの方策案	9
柱 1：郷づくり推進事業交付金のあり方	9
柱 2：郷づくり交流センター等の拠点のあり方	12
柱 3：人財育成・確保	15
柱 4：市の関わり方	18
柱 5：その他	22
4-4 実行プランとチェック体制	24
III. 諮問 2：「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」の見直し等の検討、及び他の関連条例制定の必要性について	25

1. 条例策定から見直し検討までの経緯	25
2. 条例見直し等の必要性について	26
(1) 検討経過	26
(2) 結論	26
3. 個別条例に期待すること（委員からの提案）	27
IV. 今後に向けて	28
資料	29
用語解説	29
諮問書	34
福津市共働推進会議 委員名簿	35
委員からのメッセージ	36

⑨：用語のうち解説があるものに付しています（資料 29 ページ以降参照）。

I. はじめに

福津市共働推進会議（以下「審議会^④」という。）は、令和4年6月3日に市長から、「諮問1 郷づくり推進事業における市と各地域協議会及び自治会等との共働のあり方について（郷づくり基本構想の見直し）」と「諮問2 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例の見直し等の検討、及び他の関連条例制定の必要性について」という2項目の諮問を受けました。

まず、諮問1については、より実態に合った答申を目指すべきという判断に基づき、8つの郷づくり地域の協力のもと、4回に分けて地域視察を行い、現場の皆さんとの意見交換を通じて、各地域の実情とニーズを把握しました。さらに、郷づくり地域別のアンケート等も参考にしました。審議会では、それらを通じて見えてきた問題点を踏まえ、その原因を探るとともに、郷づくりのあり方と市がとるべき方策案について活発に議論してまいりました。

また、諮問2についても、郷づくり推進事業を担保する条例のあり方を郷づくり推進の視点から真摯に検討いたしました。

約2年にわたるその審議成果を本別添資料にまとめ、答申書に添付します。

福津市共働推進会議 委員一同

Ⅱ．諮問 1：郷づくり推進事業における市と各地域協議会及び自治会等の共働のあり方について（郷づくり基本構想の見直し）

1. 地域コミュニティによる地域自治推進の重要性

（1）地域コミュニティを取巻く状況

少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加といった人口動態の変化、女性・高齢者雇用の増加等のライフスタイルの変化、インターネットの利用、特にSNSの普及による人と人とのつながり方の変化などから、近隣住民同士のつながりが希薄になってきています。また、価値観の多様化等の影響もあり、仕事や自分の趣味以外のコミュニティを持たない人も増えてきています。

一方で、いつ起こるか予測が難しい地震のほか、近年、地球温暖化の影響などから各地で豪雨災害などが頻発しています。災害への対応は発生前の防災から減災、災害直後の応急対応、そして復旧・復興と長期にわたります。支援や援助の持続性を考えると、公助を待つより自助・共助機能が高いほうが地域性に合った対応を速やかに実行できることから、普段からの自助による備えとともに、共助が機能するために必要な地域の人と人とのつながり、顔の見える関係が見直されてきています。すでに阪神・淡路大震災や東日本大震災などにおいても、地域の人々のつながりが防災、減災、復興にも影響していたことが実証されています。

（2）地域コミュニティによる地域自治の推進

地域の人々のつながりは、災害時だけに留まらず高齢者への声掛けや子どもの見守りのほか、誰もが快適で住みやすい住環境の維持にもつながるもので、普段からの地域コミュニティでの取組み、すなわち地域自治^⑤が機能して初めて持続していくものです。

そこで、福津市では地域自治推進の方針を示すために、まず平成 19 年度に地域自治の実現を核に据えた「第 1 次総合計画^⑥」を策定し、平成 20 年度には市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を図ることを目的とする「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例^⑦」を制定、そして平成 29 年度には「郷づくり基本構想^⑧」を策定して、郷づくりや自治会などの単位で、あらゆる人がそれぞれの課題解決に向けて共に考え行動し、自らの地域のことは、自らの手で治める地域コミュニティによる地域自治を推進しています。

2. 福津市の地域コミュニティ施策

（1）「郷づくり」による地域自治活動

福津市は、平成17年1月に旧福間町と旧津屋崎町が合併し誕生しました。そして、平成19年以降「勝浦、津屋崎、宮司、福間、神興、上西郷、神興東、福間南」の8つの地域で、個性ある新しいまちづくりとして「郷づくり」が始まりました。8つの地域には郷づくり推進協議会（以下「協議会」という。）があります。

「郷づくり」とは、地域住民や地域で活動する団体同士が互いに協力・連携し、地域の課題解決や個性的で魅力ある地域づくりに取り組む、「地域自治」の活動です。市内を8つの郷づくり地域に分けて、各協議会を市の市政運営のパートナーとし、市と共働のまちづくりを進めています。自分たちの地域に合った主体的な運営を進めるなかで、地域と市が手を取り合い、市民や各種団体、企業などとの共働も取り入れながら地域自治の実現に取り組んでいます。

協議会は、自治会を基軸として、各種団体やボランティア等と連携しながら、お互いの情報を共有し地域を運営しています。各協議会に期待される機能の1つに自治会活動の補完がありますが、地域における様々な活動を複合的に担っているため、組織の枠を超えた連携にも関わる組織として活動の幅が広がってきています。また、組織の立ち上げ期から、活動を拡大する成長期に入り、活動の継続性を高めるための人的・財政的支援のあり方が問われています。

（2）「郷づくり」の位置づけ・根拠

福津市では、平成17年から18年にかけての約1年で8つの地域ごとに市民の皆さんが話し合っ「地域づくり計画^⑤」をつくりました。その中には、子育て、防犯防災、福祉、環境景観の分野で、住民の暮らしをより良くするための具体的な行動計画としました。平成19年からの郷づくりの活動は、この地域づくり計画を実行し、「地域自治」を実現するための事業としてスタートしました。また、平成20年9月には、市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を図ることを目的とする「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」を制定して、第11条（地域づくり）第2項において市民及び事業者等は、おおむね小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を設立し、地域自治の実現に努めることを規定しました。

先に「地域づくり計画」が策定された一方で、市では平成19年3月に策定した第1次総合計画の核に「地域自治の実現」を据えていたものの、地域コミュニティの指針や方向性を示した構想や基本計画がありませんでした。そこで、郷づくりを始めて、さまざまな課題が具体的に見えてきた平成28年度から、それまでを振り返って、今後も郷づくりを持続させていくために必要なことを評価・検証結果から分析し、協議会・自治会の位置づけや役割の明確化、市の支援策等を体系的にまとめ、平成30年3月に「郷づくり基本構想」を策定しました。さらに、郷づくり基本構想の中で、「地域づくり」の取組みのうち、地域住民が主体となって取り組む活動を「郷づくり」と再定義し、地域住民が主体となって策定する郷づくりの行動計画を「地域づくり計画」から「郷づくり計画[㊤]」と改め、各協議会では、取組み等の評価・検証から始まり、地域内の意見集約、意見交換会、策定作業等を経て平成31年4月から計画を運用しています。

3. 福津市共働推進会議の審議経過

福津市共働推進会議は、令和4年6月3日から令和6年3月22日までに15回開催しており、審議経過については、次のとおりになります。

審議内容

会議	開催日	内容
第1回	令和4年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・福津市の取組みについて ・会議のすすめ方について
第2回	令和4年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・郷づくり計画について ・郷づくり推進協議会事前ヒアリング結果について
第3回	令和4年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域視察^② 神興東地域郷づくり推進協議会 上西郷地域郷づくり推進協議会
第4回	令和4年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域視察 福間南地域郷づくり推進協議会 津屋崎地域郷づくり推進協議会
第5回	令和5年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域視察 福間地域郷づくり推進協議会 宮司地区郷づくり推進協議会 神興地域郷づくり推進協議会
第6回	令和5年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域視察 勝浦地域郷づくり推進協議会 ・地域視察後のふりかえり
第7回	令和5年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域視察後の論点整理 ・今後の審議スケジュール

会議	開催日	内容
第 8 回	令和 5 年 6 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告骨子案について ・郷づくり地域との対話の場について
第 9 回	令和 5 年 7 月 1 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「郷づくり基本構想」の見直しについてのワークショップ （「これからの郷づくりを考えよう」）[㊟] ・ワークショップ後のふりかえり
第 10 回	令和 5 年 9 月 2 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告案の確認について
第 11 回	令和 5 年 1 1 月 1 0 日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の骨子案について ・中間報告後の細部検討
第 12 回	令和 5 年 1 2 月 1 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告後の細部検討 ・「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」の概要について
第 13 回	令和 6 年 1 月 1 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」改正の必要性に関する内容検討
第 14 回	令和 6 年 2 月 1 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案の確認
第 15 回	令和 6 年 3 月 2 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

4. 郷づくり基本構想の見直し

4-1 見直しの方向性

福津市では、地域住民が主体となった持続性のある郷づくりを目指すために「郷づくり基本構想」を策定し、市民による地域課題の解決、すなわち地域の自主自立を打ち出しています。

郷づくり地域では本構想に基づいて取組みを進めてきましたが、令和4年度に審議会が全8協議会に対して地域視察によるヒアリング及びアンケートを行った結果から、一定の取組み成果とともに問題が明らかになりました。

その中で、様々な問題の根本的な原因として次の2つの点が挙げられます。

1点目は、郷づくり地域の自主自立を妨げる制約が多いという点です。市は地域に権限と財源を移譲すると示しつつ、一方で交付金や拠点の運用等について、活動する上で細かな制約をかけているという一面があります。このように、地域の裁量が発揮しづらいことで、結果的に地域が自立しにくい状況が生まれていることが見えてきました。

2点目は、郷づくり地域の自主自立に向けた市の支援が不足しているという点です。本来、地域の自治を進めるためには、市は地域の主体性を大切にしながら、地域ごとの置かれた状況や成熟段階に応じた支援が求められますが、そうした細かな支援が不足しています。とりわけ、地域の担い手の確保や人材育成において、市職員が郷づくりに関わる仕組みを改善することを通じて人の循環を促す取組みが求められます。

これらの2つの点に共通するのは、地域と市の間で郷づくりの活動に対する意識にズレがあるという点です。身近な課題解決は市よりも地域が主体的に取り組む方が効果を見込めるものもあれば、地域と市が役割分担をしながらお互いの立場や特性を尊重しながら共働で取り組む方が効果的なものもあります。情報共有の不足から地域と市の意識にズレが生じていることから、対話を通して地域と市が合意のもと、各々の役割を整理して関係を改善する必要があります。

そこで、審議会では、まずは市が地域の声を聴きながら、地域に任せることを前提として、地域の状況に応じて適切かつ柔軟に伴走支援に取り組むことが鍵となると考えます。伴走支援を通じて市と地域が各々の役割を固めながら地域の自立を進めやすい環境を整えることが、ひいては、地域住民が主体とな

った持続性のある郷づくりの実現にもつながります。具体的には、後述のとおり5つの柱を設定し、柱ごとに施策を示します。

一方で、郷づくり推進協議会と自治会の関係性のあり方として、多様性を持たせていくといった見直しも必要であると考えます。しかし、現時点では十分に検討できていません。今回の答申は、あるべき郷づくりのあり方及びそれへの市の関わり方の改革に向けた第一歩を示したにとどまります。そうした認識に立ち、今回の答申への対応にとどまらず、次のステップに向けた取組みが継続されることを合わせて求めます。

4-2 柱の設定

郷づくり基本構想の見直しを考えるにあたり、大きく4つの柱にその他を加えて設定しました。

柱1：郷づくり推進事業交付金^⑤のあり方

柱2：郷づくり交流センター等の拠点^⑤のあり方

柱3：人財^⑤育成・確保

柱4：市の関わり方

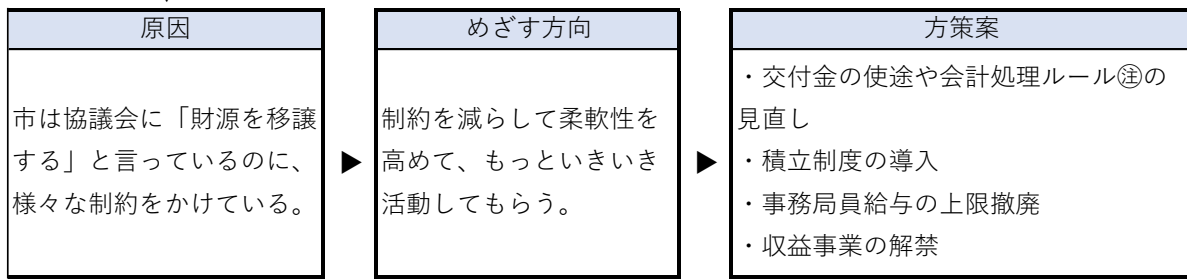
柱5：その他

4-3 柱ごとの方策案

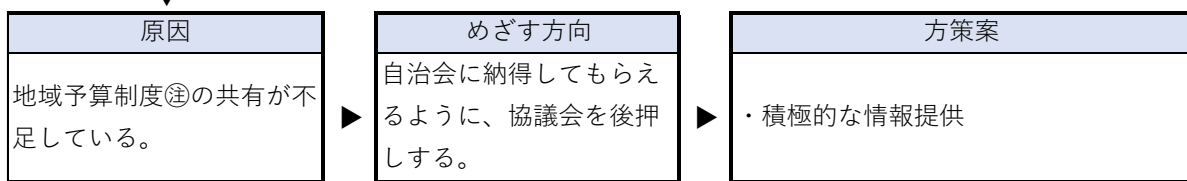
柱 1：郷づくり推進事業交付金のあり方

郷づくり基本構想の関連目標
分類3：運営体制 ⇒目標：3-1自治会を基軸として各種団体と連携しながら市とのパートナーシップを深めること

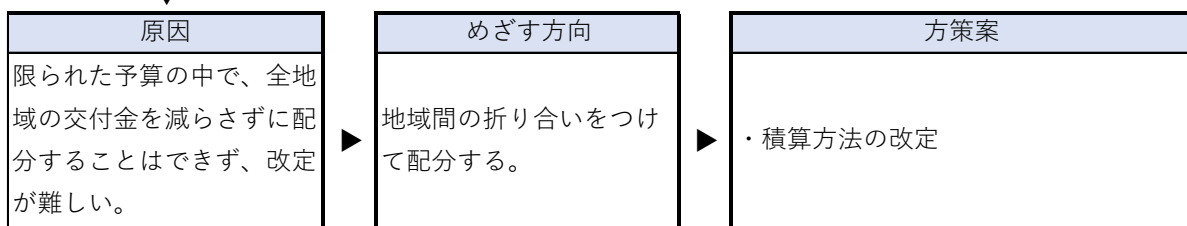
現状 1 交付金がいづらい
会計処理・余剰金⑤の取扱い・雇用経費等のルールが細かくて、思うように運用できない。



現状 2 自治会への予算配分が難しい
自治会への配分額は、協議会と自治会が協議して決められるが、実際には自治会に納得してもらうのが難しい。



現状 3 一人あたりの交付金の地域格差が大きい
人口の大幅増加を反映した算定基準⑤になっておらず、人口比で見ると不公平感がある。



柱 1：郷づくり推進事業交付金のあり方

【現状 1】交付金が使いつらい

【現状 2】自治会への予算配分が難しい

【現状 3】一人あたりの交付金の地域格差が大きい

【方策案】

■ 交付金の使途や会計処理ルールの見直し（現状1）

交付金の細かい使い道は協議会で決めることができるように、市は禁止事項をはっきり示した上で協議会の裁量を拡大する。また、協議会の負担を軽減するため、会計処理ルールを簡略化する。

（例）

- ・ 余剰金の繰越上限額の見直し
- ・ 「会計処理の留意事項」見直し

■ 積立制度の導入（現状1）

活動上の制約を緩和して、計画的な事業実施を行うため、積立制度を導入する。

（例）

- ・ 単年度予算では難しい大規模な事業費の積立
- ・ 単年度予算では購入できない備品購入費の積立

■ 事務局員給与の上限撤廃（現状1）

地域に応じた柔軟な雇用を支援するため、協議会が事務局員の能力や経験年数に応じて賃金を設定できるよう、令和5年度より暫定導入した給与の上限撤廃を正式導入する。

- ・ 本給

市は県最低賃金の動向を参考に、時給の目安を示す。

- ・ 時間外手当

事務局員の業務を明確化し、心身の健康に配慮した必要最低限の時間外労働となるように、市は協議会に対して業務量の整理を促す。

■収益事業の解禁（現状1）

協議会の財源確保やモチベーション向上のため、収益事業を解禁する。解禁にあたっては、以下を考慮して進める。

- ・事業開始に向けた検証と情報提供
課題（経理面の知識、人財確保、施設規模）やその解決策を検証し情報提供する。
- ・収益事業に関する学びの機会の提供
- ・外部専門家の支援
- ・事業開始地域の成果を共有

■積極的な情報提供（現状2）

自治会の納得が得られる交付金配分となるように、協議会を後押しするための情報を積極的に提供する。

（例）

- ・地域予算制度のしくみ
- ・自治会配分に関する他地域での取組み事例

■積算方法の改定（現状3）

納得感のある交付金の配分につながるように、積算方法の見直しを行う。

（例）

- ・規模加算の配分額頭打ち（3,500世帯）^⑤の撤廃
 - ・人口以外の視点も取り入れた積算方法の検証
 - ・各地域と市で、また地域同士での配分に関する協議の実施
-

柱 2：郷づくり交流センター等の拠点のあり方

郷づくり基本構想の関連目標
分類3：運営体制 ⇒目標：3-2次世代へつないでいけること

現状 1 センターの使い勝手が悪い
利用に際してのルール（利用対象者・貸出日・貸出条件・支払い方法等）が細かく、利用しづらい。

原因	めざす方向	方策案
貸し出す上での制約をかけている。	制約を減らして、使いやすく集いやすい拠点にする。	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出における制約の緩和 ・需要の把握・改善 ・指定管理の導入検討 ・移動手手段の確保

現状 2 活動拠点の認知度が低い
拠点の存在そのものを知らない人や、何をする施設なのかを知らない人が多い。

原因	めざす方向	方策案
<ul style="list-style-type: none"> ・周知が不足している。 ・魅力的な活動が不足している。 	より多くの人たちに拠点を知ってもらい、利用してもらおう。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知度向上の取組み ・学校との連携拡大の働きかけ ・親近感醸成のきっかけ作り

現状 3 センターの活動スペースが足りない
地域によって施設規模に差はあるが、会議や小規模な活動程度しかできないセンターもあり、スペースの確保に困っている。

原因	めざす方向	方策案
センター開設時点の想定より、人口規模や活動規模が広がった。	地域内の公共施設で補い合い、スペースを確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の把握・改善 ・学校との連携拡大の働きかけ

【方策案】

柱 2：郷づくり交流センター等の拠点のあり方

【現状 1】センターの使い勝手が悪い

【現状 2】活動拠点の認知度が低い

【現状 3】センターの活動スペースが足りない

■貸出における制約の緩和（現状1）

拠点が身近な利用しやすい施設となるように、貸出にあたっての制約を緩和する。なお、貸出ルールは、協議会と市の間で認識のズレが生じないように常にすり合わせをしておく。

（例）

- ・地域交流や活性化につながる利用への積極的な貸出し
- ・申込手続きの簡略化
- ・時間外利用の拡大
- ・営利性がある利用への拡大検討

■需要の把握・改善（現状1・3）

アンケート等を活用して拠点の利用に関する需要を把握し、以下を考慮しながら改善する。

- ・協議会の意向確認
現場で管理する協議会の声を十分に聞き取った上で改善の検討をする。
- ・モデル地区の設定
改善に踏み切るのに懸念があるときは、モデル地区で一定期間試して検証し、全体に広げる。
- ・建物本体に関する課題は、公共施設の複合化のタイミングも視野に入れる。

■指定管理の導入検討（現状1）

導入にあたっては、費用、運営体制、業務内容等の課題を明確にして、実現可能か検討する。

■移動手段の確保（現状1）

拠点の近くにふくつミニバスのバス停を追加するなど、多様な移動手段を検討する。

■ 認知度向上の取組み（現状2）

拠点を知ってもらうため、協議会の広報力を底上げする機会をつくったり、魅力的な活動充実の支援をする。

（例）

- ・魅力的な広報の見せ方や、SNSの活用方法を学ぶ講座の開催
- ・拠点に立ち寄りたくなるような魅力的な活動事例の紹介
- ・各協議会による認知度向上につながる取組みを共有する情報交換会の開催

■ 学校との連携拡大の働きかけ（現状2・3）

協議会と学校がお互いに連携し合えるように双方に働きかける。

（例）

- ・拠点スペースと学校スペースを補完し合うための調整
- ・拠点に児童やその保護者に来てもらえるような取組みの紹介

■ 親近感醸成のきっかけ作り（現状2）

市民が郷づくりに触れる機会を増やしたり、活動の透明性を高めて、親近感の醸成につなげる。

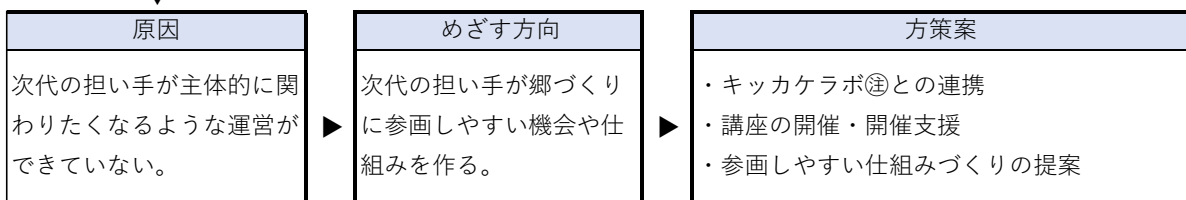
（例）

- ・SNS等を活用した郷づくりイベントのPR
 - ・愛称設定の推進
 - ・気軽に来れる時間帯（夜間や休日）に開館時間変更
 - ・他郷づくり地域や他自治体の事例紹介
-

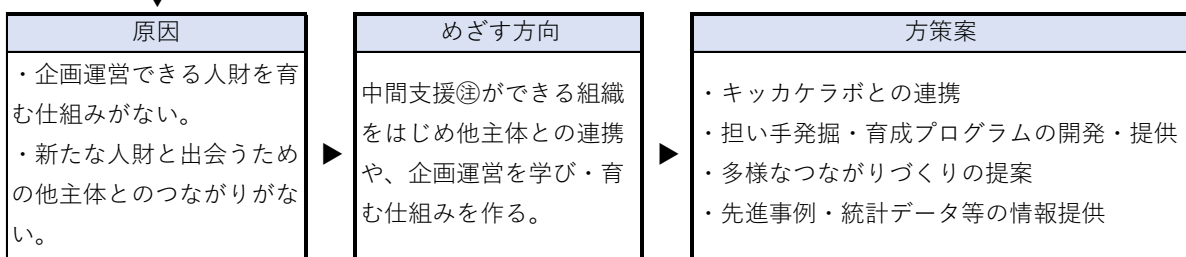
柱3：人財育成・確保

郷づくり基本構想の関連目標
分類1：市民参加 ⇒目標：1-2誰もが気軽にいきいきと参加していること 分類3：運営体制 ⇒目標：3-2次世代へつないでいけること ⇒目標：3-3関係団体等との柔軟な連携がとれること

現状1	メンバーの高齢化と固定化が進んでいる
次代の担い手を十分に確保できていない。	



現状2	企画運営できる人財が少ない
企画運営できる人財が固定化し、新たに参画する人財を見つけることができていない。	



柱 3：人財育成・確保

【現状 1】メンバーの高齢化と固定化が進んでいる

【現状 2】企画運営できる人財が少ない

【方策案】

■キッカケラボとの連携（現状1・2）

多様な人や団体とのつながりを広げる支援をするため、キッカケラボの事業を活用する。

（例）

- ・キッカケラボ主催の講座や交流会等への参加を促す
- ・集約した情報の提供（団体やイベント等）
- ・コネクター^⑥との相談連携

■講座の開催・開催支援（現状1）

多様な人たちが安心して活躍できる組織体制や運営の視点を学べるよう、講座の開催や開催支援を行う。

（例）

- ・協議会同士の意見交換会の開催
- ・大学や地域住民との意見交換会の開催
- ・外部講師による講座の開催
- ・協議会主催の講座に対する支援

■参画しやすい仕組みづくりの提案（現状1）

子育て・現役世代^⑦が気軽に関われるような入口づくりや、主体性やモチベーションを大切にする学びの機会や仕組みを提案する。

（例）

- ・業務の棚卸しによる活動者の負担軽減策の提案
 - ・参加しやすい時間設定の提案
 - ・限定的な関わりを増やす（短時間・できることだけ等）仕組みの提案
 - ・オンライン参加を受け入れる仕組みの提案
 - ・子育て・現役世代のやりたいことを支える場づくりの提案
-

■ 担い手発掘・育成プログラムの開発・提供（現状2）

地域活動に関心を持つ人たちを発掘し、参画を促進するため、担い手の発掘・育成プログラムをつくり、実施する。

（例）

- ・ 地域活動への参加体験プログラムの開発・提供
参加者の感想を地域と共有して、運営側の気づきや発見の機会につなげる。
- ・ 子どもが自由に企画・運営する機会の提供
経験を通じて子どもたちに地域活動の大切さや楽しさを学んでもらう。

■ 多様なつながりづくりの提案（現状2）

多様な人や団体とつながっていく機会や方法を協議会に提案する。

（例）

- ・ つながりたい人や団体に協議会から関わっていく機会の提案
- ・ 関わってほしいことを具体化する方法の提案
- ・ イベント時のPRの機会の提供や方法の提案

■ 先進事例・統計データ等の情報提供（現状2）

地域で求められる活動やその優先順位付けの材料となるように、多様な情報を提供する。

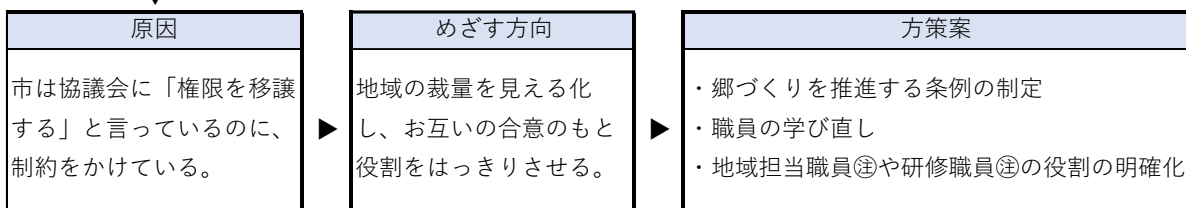
（例）

- ・ 他自治体や他郷づくり地域の先進事例の提供
 - ・ 市が保有する統計情報の提供
-

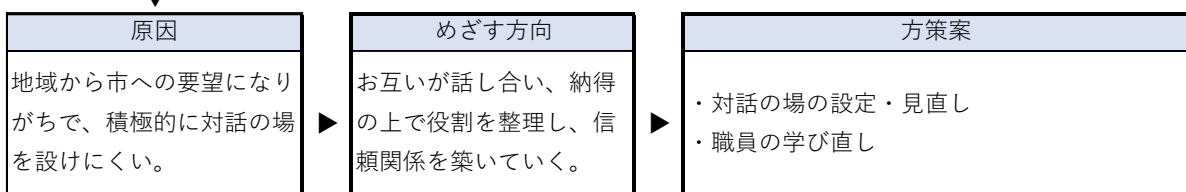
柱4：市の関わり方

郷づくり基本構想の関連目標
分類1：市民参加 ⇒目標：1-1誰もが郷づくりを知っていること
分類2：活動内容 ⇒目標：2-1地域の知恵と力が生かされていること ⇒目標：2-3地域特有の課題解決につながっていること
分類3：運営体制 ⇒目標：3-2次世代へつないでいけること ⇒目標：3-3関係団体等との柔軟な連携がとれること

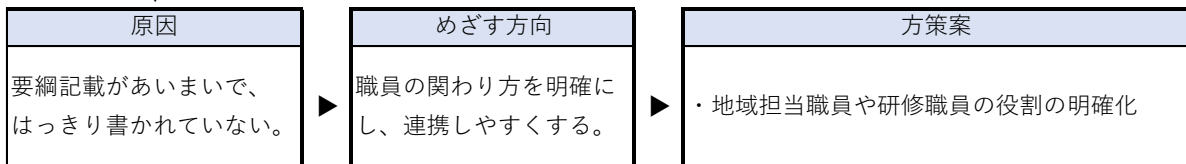
現状1 市が地域に求める役割が不明確
地域にどこまで求めている、どこまで委ねているのか、分かりにくい。



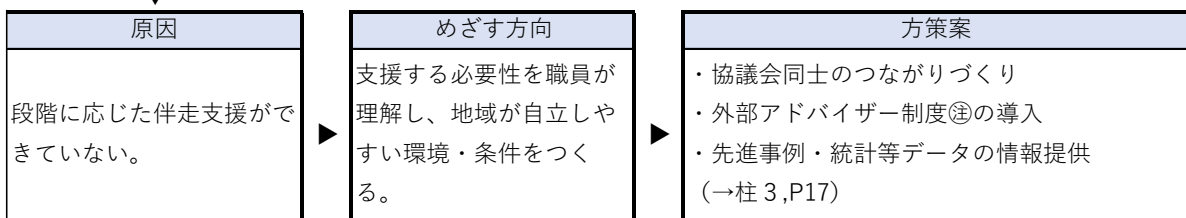
現状2 地域との対話の機会が限定的である
対話が十分にできていないため、お互いの信頼関係が築きにくい。



現状 3 地域担当職員や研修職員の位置づけが不明確
職員が地域に、何をどこまで関わってくれるのかが見えない。



現状 4 情報や助言・支援が不足している
郷づくりを進める上で、ほしい情報や助言・支援が少ない。



柱 4：市の関わり方

【現状 1】市が地域に求める役割が不明確

【現状 2】地域との対話の機会が限定的である

【現状 3】地域担当職員や研修職員の位置づけが不明確

【現状 4】情報や助言・支援が不足している

【方策案】

■郷づくりを推進する条例の制定（現状1）

条例を制定して、郷づくりのビジョンを再構築する。制定にあたっては、地域との対話を通じて、お互いが納得する形で、それぞれの役割を明確にして一緒に作りあげていく。

■職員の学び直し（現状1・2）

職員の役割や地域に関わる姿勢を学ぶ研修等を行い、市職員の郷づくりに対する意識の底上げをする。

（例）

- ・経験年数の節目ごとの職員研修
- ・活動者の声を聴く機会

■地域担当職員や研修職員の役割の明確化（現状1・3）

地域との対話・合意のもと、地域と市職員の役割分担を明確にしておく。

・地域担当職員

地域と市で対話を通してお互いの合意のもと協定を結び、職員ができること・できないことを明確にしておく。

・研修職員

地域で学んでほしいことや経験してほしいことを明確にしておく。

（住民との関係づくり、地域の取組みや現状、地域の思い等）

また、研修期間が終わった後の地域との関わり方も決めておく。

・地域コミュニティ課職員

協議会が地域担当職員と地域コミュニティ課職員のどちらに話せばよいか、内容に応じて相談先をルート化する。

■対話の場の設定・見直し（現状2）

協議会との十分な対話の機会をもつ。その際、目的に応じて対話の機会を分ける。また、オンライン会議にしたり、参加形態を必須・希望制と分けたり、負担にならない開催を心掛ける。

（例）

- ・問題改善にむけた未来志向な場の設定（年1回）
- ・問題点の指摘やその改善のための場の設定（第三者機関の活用）
- ・代表者会議のあり方見直し
会議の位置づけを明確にして、それ以外の話は別会議に切り分ける。代理出席を認める。

■協議会同士のつながりづくり（現状4）

ノウハウを共有したり、負担軽減や課題解決のきっかけをつくるため、協議会同士のつながりを深める機会をつくる。

（例）

- ・取組み自慢大会の開催（年1回）
- ・拠点見学会の開催
- ・活動分野ごとの交流会の開催

■外部アドバイザー制度の導入（現状4）

県や地域活性化センターからの支援事業等を活用して地域の自立支援に向けた専門的なアドバイスをもらう。

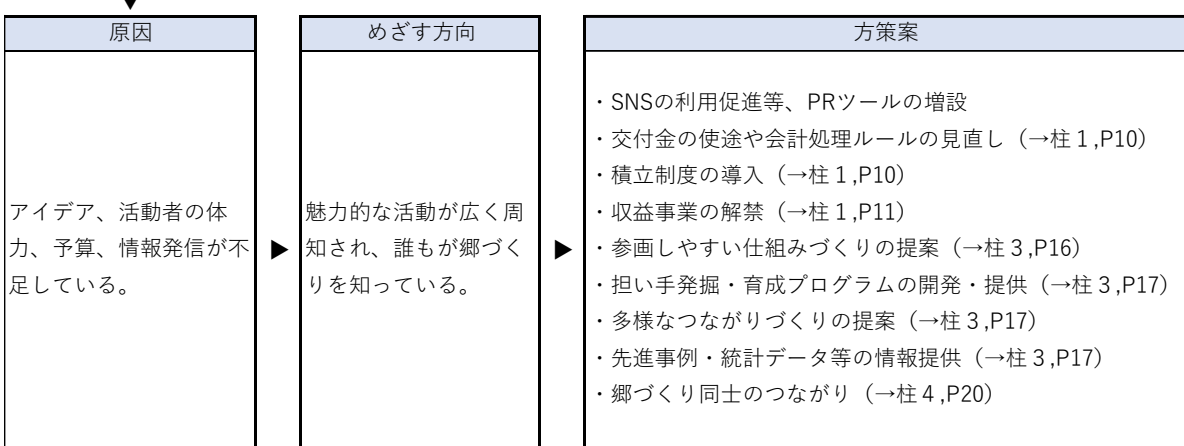
（例）

- ・地域の課題解決の方法
 - ・地域の人財確保や育成方法
 - ・市職員の伴走支援方法
 - ・市職員の意識向上
-

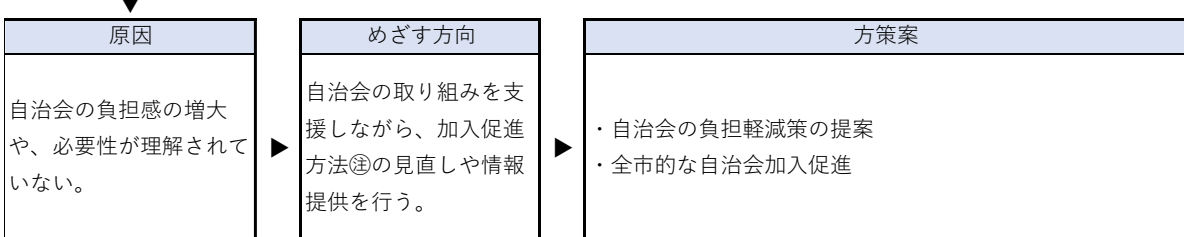
柱5：その他

郷づくり基本構想の関連目標
分類1：市民参加 ⇒目標：1-1誰もが郷づくりを知っていること
分類3：運営体制 ⇒目標：3-1自治会を基軸として各種団体と連携しながら市とのパートナーシップを深めること ⇒目標：3-2次世代へつないでいけること

現状1 郷づくりの認知度が低い
郷づくりの認知度が上がる活動や、魅力的な活動の周知ができていない。



現状2 自治会への加入者が減少している
転入者の自治会未加入者や、自治会からの脱会者が増加している。



柱 5：その他

【現状 1】郷づくりの認知度が低い

【現状 2】自治会への加入者が減少している

【方策案】

■ SNSの利用促進等、PRツールの増設（現状1）

協議会という存在や、活動内容、仕組みなどについて広く周知するため、地域による SNSの利用の促進やPRツールの増設を行う。

（例）

- ・ 見てもらえる広報の作成方法を学ぶ講座の開催
（写真の撮り方、レイアウト等）
- ・ 各協議会の SNSの活用の取組みを紹介し合う意見交換会の開催
- ・ 郷づくりに関するパンフレットの作成

■ 自治会の負担軽減策の提案（現状2）

自治会の組織継続に向け、自治会の負担軽減策の提案や支援を行う。

（例）

- ・ イベントや会議の統合の提案
自治会や協議会で実施している類似のイベントや会議を統合し、回数を減らす。
- ・ 活動者（役員）の役割の見直し・分散の提案
業務負担が大きい活動者（役員）の役割の見直しや、一人が抱えている業務を分散させる。
- ・ 限定的な関わりを増やす（短時間・できることだけ等）策の提案

■ 全市的な自治会加入促進（現状2）

自治会加入促進の主体は自治会であるが、地域自治を推進する立場として、積極的に自治会加入を支援する。

（例）

- ・ 自治会の必要性・活動内容・加入への窓口を知ってもらう取組みの実施
（市公式HP、市公式LINE、市広報紙、自治会加入促進リーフレット）
 - ・ 情報提供
（自治会運営上の課題や困りごとに関する対応策や先進事例）
 - ・ 外部講師による講座の開催
-

4-4 実行プランとチェック体制

上記の方策案を着実に実行に移していただくため、いつ、どのタイミングで、何をするのかということを書いた実行プランの策定を求めます。さらに、実行プランの進捗状況をチェックし、それを適切に管理するための第三者機関の設置を求めます。

Ⅲ. 諮問 2 : 「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」の見直し等の検討、及び他の関連条例制定の必要性について

1. 条例策定から見直し検討までの経緯

福津市では、平成 20 年 9 月、市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を目的とした「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」（以下、「基本条例」）が制定されました。

基本条例は、市総合計画において地域自治を推進するために必要なルールを定めるよう施策展開の方針の 1 つとして掲げられ、地域づくりの中でも特に郷づくり事業に継続的に取り組むための担保の役割を帯びて基本条例制定の取り組みが開始されましたが、条例検討のための市民検討委員会で議論を交わす中で、地域づくりのみではなく、総合計画や行政評価など、様々な項目を加えたいとの意見が出て、最終的に現在の基本条例の形となっています。

条例制定後は、第 15 条（条例の見直し）にもとづいて、4 年を超えない期間ごとに内容を検討してきました。これまで平成 24 年度、平成 28 年度、令和 2 年度までの 3 回検討し、全ての期間で見直し等を見送っており、制定時から改正には至っていません。

令和 2 年度の内容検討の際には、基本条例第 15 条の逐条解説「見直し等については、市民などから改正の必要性の意見や要望を聴き、庁内で検討した上で、必要性の結論が出た場合は、速やかに改正手続きを行っていきます」とあるため、地域の市民代表として郷づくり代表者会議の委員の皆さまから意見をいただきました。

意見をもとに庁内で検討した結果、「第三者機関（審議会）の意見をもらいながら、条例を存続させるか否か、現条例を廃止して別の条例を制定するのか等、条例のあり方について考える必要がある」との結論に至り、令和 4 年 6 月 3 日、福津市共働推進会議が諮問を受けました。

2. 条例見直し等の必要性について

(1) 検討経過

基本条例を改正する必要があるかを検討する道筋として、以下の4つの選択肢が挙げられます。

- ①基本条例を改正する必要がない
- ②基本条例を改正すべきである
- ③基本条例を改正する必要はないが、別途、郷づくり推進に特化した条例を制定すべきである
- ④基本条例も改正し、別途、郷づくり推進に特化した条例も制定すべきである

審議では、主に、郷づくり推進の視点に重点を置いて、以下の条文を中心に検討しました。

- ・第2条（定義） ・第3条（基本理念） ・第4条（市民の責務）
- ・第7条（市の責務） ・第9条（市民参画） ・第10条（共働）
- ・第11条（地域づくり） ・第13条（説明責任）

(2) 結論

審議会としては、以下の結論に達しました。

基本条例を改正する必要はないが、別途、郷づくり推進に特化した条例を制定すべきである。

理由

- ①現行条例は、まちづくり全体を通して必要な「まちづくりの基本となる考え方（理念）」がシンプルに記載されており、不適切な点はないという意見が多数を占めました。
- ②郷づくり推進の視点から見ると物足りない部分があるものの、理念条例という性格上、現行条例への追加では実効性が期待しにくく、むしろ郷づくり推進に特化した個別条例を新たに別途制定したほうが、実効性が高く、意味があると思われます。
- ③なお、附帯意見として、防災・子ども・高齢者・障がい者等に関する取組みについても、郷づくりの推進と同様にそれを担保する個別条例の制定等を検討していただきたいとの意見が出たことを申し添えます。

3. 個別条例に期待すること（委員からの提案）

郷づくり推進に特化した新たな条例を検討するにあたって、位置づけてほしいこと、取り入れてほしい内容を提案としてまとめました。

- 共働やコミュニティ全般の推進について条例を制定している自治体もあるが、福津市では、そのような全般的な条例ではなく、郷づくり推進に特化し、実効性を伴った条例を制定していただきたい。内容については、本答申書に沿った形で検討を進めていただきたい。
- 郷づくりの主体が市であると誤解されないよう、あくまで主体は「地域」であり「市民」であるということを明確にしていきたい。
- どこまで地域に任されているのか、どこまで市がやるのか、それぞれの位置づけと役割を明確にしていきたい。
- 市が郷づくりにどう関わっていくかを明確にしていきたい。
例) 市の支援策、地域自治に対する市の適切な距離感
- 地域と市がコミュニケーションをとり、協力関係に立つように明記していただきたい。
例) 対話の場をもち、第三者機関も関わる場を設け、見直しに向けた場をつくる。
- 人財発掘や育成は、地域の役割だけでなく、市もバックアップすることとして、市の責務として入れていただきたい。
- 学校その他の関係機関との協力規定を入れていただきたい。
- 市から協議会への支援を強化するためにも、協議会自らが活動の透明性を積極的に高め、情報公開に努めることを規定していただきたい。

IV. 今後にむけて

はじめに、福津市の郷づくり推進のためにご尽力なさっている郷づくり推進協議会を始めとする市民の皆さまに敬意を表します。審議会としては、郷づくりに対する皆さまの思いを最大限くみ取る覚悟をもって提案させていただいたつもりです。

今後、このボールは市（行政）側に渡ることになります。市の皆さんには、ぜひ協議会や審議会の思いを受け止め本気で改革に取り組んでいただきたいと思います。答申内容をすべて実現することができないとしても、市には、実現できないことについて、その理由を明示していただければと思います。理由が明らかになれば、将来的にそれを克服する道筋を考えていくことも可能になるからです。

加えて、本文でも述べましたように、今後も審議会を存置もしくは後継の第三者機関を設置し、答申内容をふまえた改革の進捗状況をチェックし、改革を促進するような体制を整備していただきたいと思います。

地域に対するこれまでの市側の姿勢は、「地域の裁量で自由に」と言いつつ、他方で、さまざまな制約をかけるという矛盾をはらんだものでした。また、地域の取組みに対して口を挟む一方で、地域から頼られると「自分たちで判断を」と言って突き放すところがありました。こうした市側の姿勢が、地域からの不信を招いてきた面は否定できません。

これを改めなければなりません。今回の答申をきっかけに、庁内で「地域の自発性を損なわないように留意しながら、継続的かつ活動の成熟度に応じた形で、協議会を下支えすることは市の責任である」という認識の共有を徹底していただきたいのです。

一方、答申をふまえて一定の改革がなされた暁には、ボールは再び協議会の側に渡されることとなります。その際には、ぜひ、市民の皆さんの心意気を見せていただきたく思います。

もっとも、郷づくりをめぐる改革は、今回の答申で完結するわけではありません。よりよい郷づくりの実現を目指して、常に現状を反省しながら、永続的に改革に取り組んでいく必要性があります。そうした永続的なプロセスの積み重ねを通じて、地域と市の信頼関係が深まり、建設的な対話がなされ、良い循環が生まれていくことを願っています。

資料

用語解説

ページ	用語	解説
1	審議会	「福津市附属機関設置条例」第 3 条の規定に基づき、「福津市共働推進会議規則」で組織及び運営に関し必要な事項を定めて設置した市長が委嘱する 10 人以内の委員で組織する福津市の附属機関です。
2	地域自治	「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」第 2 条で「市全域、小学校区又は行政区など、あらゆる人がそれぞれの課題解決に向けて共に考え行動し、自らの地域のことは、自らの手で治めていくことをいう」と定義しており、地域の活動（自治会・郷づくり推進協議会・地域で活動する NPO など身近な暮らしを共有するあらゆる人たちにより営まれている活動）が、それぞれの果たすべき役割を分担し、地域の実情にあった地域をつくりあげていくことと解釈しています。
2	第 1 次総合計画	平成 17 年 1 月に合併により福津市が誕生して、平成 17 年度から平成 18 年度にかけて策定した新市の将来像を実現するための最初の最上位の市計画です。まず、市を 8 つの地域に分け市民会議において策定された 8 つの「地域づくり計画」をベースに、市民参画を柱とした計画的なまちづくりを進めるため並行して策定された各「分野別計画」を加えた「まちづくり計画」の中核を「総合計画」が担います。他の大きな特徴として、平成 17 年度に福岡都市圏の市町で唯一、福津市のみ国勢調査人口の減少という結果が出たため、当時は人口減少や財政危機が危惧されていました。そこで、厳しい時代を生き抜くには「市も市民も変わる」必要性を意識しており、将来像実現のために「地域自治」と「行政経営への変革」を前提に掲げて目標、基本方針、施策展開の方針が組み立てられています（計画期間：平成 19 年度～28 年度までの 10 年に設定）。
2	郷づくり基本構想	市では平成 19 年 3 月に策定した第 1 次総合計画の核に「地域自治の実現」を据えていたものの地域コミュニティの指針や方向性を示した構想や基本計画がありませんでした。そこで、郷づくりを始めて、さまざまな課題が具体的に見えてきた平成 28 年度から、それまでを振り返って、今後も郷づくりを持続させていくために必要なことを評価・検証結果から分析し、協議会・自治会の位置づけや役割の明確化、市の支援策等を体系的にまとめ、平成 30 年 3 月に「郷づくり基本構想」を策定しました。

- | | |
|-------------------------------|--|
| 2 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例 | 8つの郷づくり地域の市民が参加した条例検討委員会での協議を経て、市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を図ることを目的とする市のまちづくりに関する基本的な事項を定める条例として平成20年9月に議決され12月1日から施行しました。条例間に上下関係はありませんが、まちづくりの基本となる条例であり、できる限り基本とする条例としています。この条例でのまちづくりとは、道路や河川などの都市基盤の整備のみでなく、地域での防犯活動、福祉活動の安全安心な生活環境づくりなど、住みよいまちにしていくためのあらゆる活動や事業を指しています。 |
| 3 地域づくり計画 | 8つの郷づくり地域ごとに将来像や課題を明記した郷づくりの羅針盤で、子育て支援、福祉、防犯防災、環境景観の4つの必須分野からなり、平成17年～18年度に市民と共に市職員も参加した市民会議において10年間の行動計画として策定されました。平成19年からの郷づくりの活動は、この地域づくり計画を実行し、「地域自治」を実現するための事業としてスタートしており、平成31年4月からは新たな行動計画「郷づくり計画」に引き継がれました。 |
| 4 郷づくり計画 | 郷づくり基本構想で「地域づくり」の取組みのうち、地域住民が主体となって取り組む活動を「郷づくり」と再定義し、地域住民が主体となって策定する郷づくりの行動計画を「地域づくり計画」から「郷づくり計画」と改めました。各協議会では、取組み等の評価・検証、地域内の意見集約、意見交換会、策定作業等を経て地域の現状や課題等を整理し、その課題解決のため将来像や今後、取り組むべき活動を掲げ平成31年4月から計画を運用しています。地域づくり計画の4つの必須分野の設定を、郷づくり計画では必須分野を「福祉」「防犯・防災」とし、選択分野に「子育て」「環境・景観」「文化・交流」に改めています。 |
| 5 地域視察 | 令和4年度の共働推進会議開始当初は、令和4年2月に実施した各郷づくり推進協議会のアンケート情報等をもとに審議を行うこととしていました。その後、令和4年7月22日開催の郷づくり推進協議会代表者会議において、審議状況を報告した際には、代表者会議委員から「郷づくり基本構想の見直しにあたり、郷づくりのそれぞれの生の声を聞いて現状を把握しながら評価し、それを前提として見直すことが必要ではないか」といった指摘をいただきました。共働推進会議委員にとりましても、より実態に合った答申になることを目指すべきという判断の下、予定の審議回数を増加して調整をした結果、8つの郷づくり地域に協力をお願いして4回（令和4年度開催の第3回から第6回まで）に分けて地域視察を行うことにしました。審議会として現場を見ながら各地域の実情を知る機会を得ることで、より実態に即した審議につながるが見込めます。 |

6 ワークショップ（「これからの郷づくりを考えよう」）	令和 4 年度に実施した郷づくり地域を回る地域視察で得られた情報等をもとに、答申の 4 つの柱を、特に重要な分野として審議を進めてきました。審議会答申が、今後の郷づくりの活動につながっていく生きた内容となるように、検討段階の時点で郷づくり推進協議会との対話の機会を得ることを重要と判断しました。そこで、令和 5 年 7 月 14 日開催の第 9 回共働推進会議では、審議会委員 9 名と郷づくり推進協議会の役員等（各 3 名程度）22 名にキッカケラボスタッフ等 7 名を加え「これからの郷づくりを考えよう」と題したワークショップを実施して答申の柱ごとに課題解決のアイデア（具体策）を出し合いました。
8 活動拠点（拠点）	郷づくり開始当初は、既存の公共施設の有効活用を基本に「郷づくり事務所」を配置しており、活動の充実・発展とともに活動・会議スペースを備えた拠点を望む声が高まり、平成 25 年度に活動拠点整備の方針を定め、計画的に整備を進めてきました。現在、津屋崎を除く 7 地域（宮司のみコミュニティセンターで、他は郷づくり交流センター）の拠点整備を完了しています。津屋崎地域は令和 4 年度から津屋崎行政センター内の会議室スペースを仮拠点として活動を開始し、令和 5 年度中に、津屋崎行政センター内の一部の改修を行い、郷づくり交流センターとして整備予定です。
8 人財	会社経営の分野で使われ始めた当て字で、元々の「人材」とは明確な使い方の違いは確立されていない新しい言葉です。人材は「組織にとって役立つ人」というニュアンスが強いですが、人財は「組織の財産になる人」というニュアンスがあり、人を大切にするという印象があるため人財を敢えて使うことが増えており、同様の趣旨で本報告でも使用しています。
9 余剰金	郷づくり推進協議会予算の決算で収入から支出を差し引いた差額が余剰金です。郷づくり推進事業交付金交付要綱第 9 条により、現在は訓令（郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について）に規定する 100 万円を超える金額は繰り越せないため、差額は市へ返金することになります。
9 地域予算制度	平成 25 年度まで別枠で交付していた「自治会交付金」と「郷づくり推進事業交付金」は、平成 26 年度から地域自治をより強く推進するため導入された「地域予算制度」のもとで、二つの交付金を一本化して「郷づくり推進事業交付金」として郷づくり推進協議会に対し交付しています。 「地域予算制度」とは、郷づくり推進協議会が地域の実情に合わせて、事業計画や予算を決められるようにするもので、これまでの部会活動のみならず、自治会への配分についても協議のうえ、決定を行っています。

9 算定基準	郷づくり推進事業交付金交付要綱の別表に定める交付金算定基準です。Ⅰ基礎事業（全地域共通で取り組むこと）とⅡ自主事業（地域の実情に応じて取り組むこと）の2つに区分されており、詳細な算定基準は各年度の市予算積算時に別途作成しています。
9 会計処理ルール	郷づくり推進事業交付金交付要綱及び訓令（郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について）で定めた内容を補足するため、毎年度当初に市が提示する「会計処理の留意事項」で示した基準です。
11 規模加算の配分額頭打ち（3,500世帯）	現行の「規模加算」では、3,500世帯以上の加算額で頭打ちであるため7,000世帯超の福間地域と6,000世帯超の福間南地域が3,600世帯超の津屋崎地域と同額の加算額となっています。なお、この算定基準は平成30年度から導入して6年目となり、導入時から令和4年9月末時点の世帯数を比較した場合、福間地域が1,290世帯、福間南地域が829世帯の増となっています。
15 次代の担い手	次の時代、次の世代に中心となって活躍する人です。
15 キッカケラボ	令和4年7月に開設した「未来共創センター」の愛称。公民連携型での運営体制を母体に、市民、NPO、事業者、企業、学校など、まちづくりの担い手を多様にし、様々な共働・共創による持続可能なまちづくりを目指した中間支援機能を担っています。
15 中間支援	中間支援とは、異なるものの中間に入り、つなぐ役割を果たすことを意味します。「中間」の意味は、現場での活動を行うNPOと、それを支える市民、行政、企業との間にあって両者を仲介するということが多く、厳密な定義はありません。団体運営の助言、情報提供、スタッフ研修、団体間のネットワークづくり、企業や行政との仲介などの団体へのサービス提供のほか、調査、政策提言等を行うこともあります。
16 コネクター	キッカケラボに所属するスタッフで、市民活動に関する相談対応、市内における市民活動団体の取組みや企業の社会貢献活動などの情報収集（ヒアリング）を通して、集めた情報を解析し、同じ方向性にある市民活動団体や学校、企業、行政など多様な主体同士をつなぐことによって、地域課題等の解消にもつなげる新たなプロジェクトの創出を伴走支援する役割を担っています。
16 現役世代	年金に関する用語で、保険料を支払うことで公的年金制度を支えている、主に20歳から60歳までの世代のことです。

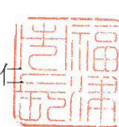
- | | |
|----------------------|---|
| 18 地域担当職員 | 市職員のうち部長級、課長及び管理職手当を受ける主幹級の職員を 8 つの郷づくり地域の担当職員として配置しています。地域ごとに部長級職員が地域担当責任者として 1 名選任され、職務執行に際しての調整を行います。担当職員は自己の職務に支障のない限り①市の施策、計画及び地域の活性化のために必要な情報提供及び説明②市民の行政に対する意向及び苦情の適切な把握③地域の自立や活性化のための助言等を行うこととしています。 |
| 18 研修職員 | 市職員のうち、入庁 5 年目から 7 年目の職員を 8 つの郷づくり地域の研修職員として配置しています。研修職員は、地域における市民の声を大事にし、市民目線で職務遂行ができる力や市民と共働してまちづくりを推進できる対応能力を養うために郷づくりの活動に関わることとしています。 |
| 18 外部アドバイザー制度 | 県（県が派遣するアドバイザー謝金に県が補助金支出）または地域活性化センター（アドバイザー受入れのために市が支出した経費（謝金、交通・宿泊費）にセンターが助成）からの支援事業を活用する等して、市の地域づくりに対するアドバイザー派遣を受ける制度を指しており、未導入の制度です。 |
| 21 加入促進方法 | 現状、市では自治会加入促進の方法として、自治会加入チラシを作成して市民課窓口で転入者向けに配布するほか、同チラシを自治会でも活用できるように、「自治会加入促進の手引き」とともに市公式ホームページに掲載しています。そのほか、地域コミュニティ課では自治会加入に関する自治会長や市民からの個別の相談にも対応をしています。今後は、自治会の必要性や活動内容をより分かりやすくまとめたリーフレットの作成等、新たな追加の取組みも模索しながら継続強化が必要です。 |

諮問書

4 福まち第 1 4 4 号
令和 4 年 6 月 3 日

福津市共働推進会議
会長 様

福津市長 原崎 智仁



福津市における市民参画及び共働による地域自治推進のあり方について（諮問）

このことについて、福津市附属機関設置条例（平成17年福津市条例第16号）第2条の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

- ①郷づくり推進事業における市と各地域協議会及び自治会等との共働のあり方について（「郷づくり基本構想」の見直し）
- ②「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」の見直し等の検討、及び他の関連条例制定の必要性について

2. 諮問理由

- ①平成 19 年度の郷づくり推進事業開始から 11 年目の平成 30 年 3 月に、協議会や自治会の位置づけや役割を明確にしながら、期待される郷づくり地域の役割や支援方針等を体系的にまとめ、郷づくり推進の指針となる「郷づくり基本構想」を策定しました。
基本構想の内容は、4 年超過前に検討し、その結果に基づき見直し等を実施するものとしているため、検討結果に基づく見直し等の必要性と共に、市の各地域協議会及び自治会等との共働のあり方について貴審議会の意見を求めたく諮問します。
- ②市民参画及び共働による自律した地域自治の実現を図ることを目的として、平成 20 年 12 月 1 日に制定した「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」は第 15 条の規定に基づき、4 年を超えない期間ごとに内容を検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとしており、これまでの検討結果では見直し等の措置を講じたことはございません。
令和 6 年度までの見直し等の検討に際し、他の関連条例制定の必要性と共に貴審議会の意見を求めたく諮問します。

福津市共働推進会議 委員名簿

氏名	役職	種別	備考
嶋田 暁文	会長	学識経験者	九州大学 大学院法学研究院 教授
依田 浩敏	副会長	学識経験者	近畿大学 産業理工学部 教授
奥 弘子		地域代表	神興東地域郷づくり推進協議会 会長 未来共創会議 副会長
小林 真理		地域代表	津屋崎地域郷づくり推進協議会 副会長 (自治会長経験者)
富松 享一		地域代表	神興地域郷づくり推進協議会 会長 (自治会長経験者)
中川 孝晃		公募委員	
三ッ橋 美津子		公募委員	
山口 覚		未来共創会議	未来共創会議 LLP 津屋崎ランチ 代表 慶應義塾大学 特任教授
山田 雄三		未来共創会議	未来共創会議 会長 福岡大学 社会連携センター 助教

委員からのメッセージ